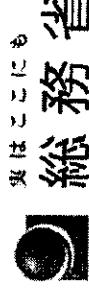


報道資料



MIC Ministry of Internal Affairs
and Communications

平成18年7月18日

平成18年度における独立行政法人の 組織・業務全般の見直し方針

—政策評価・独立行政法人評議委員会の方針—

独立行政法人制度では、独立行政法人通則法に基づき、各主務大臣が法人ごとに定める3~5年の中期目標の期間が終了する際、組織・業務全般の見直しを行う仕組みとなっています。その中で、総務省の政策評価・独立行政法人評議委員会（委員長：丹羽宇一郎・伊藤忠商事（株）取締役会長）は、主務大臣に対して法人の主要な事務・事業の改廃に関する勧告を行なうなど、重要な役割を担っています。

背景・経緯等

平成18年7月18日、総務省の政策評価・独立行政法人の組織・業務全般の見直し方針」を決定しました。これは、同委員会が独立行政法人の事務・事業の見直しを検討するに当たっての基本的な方針を取扱いました。同委員会では、本年9月以来、各主務大臣が作成した見直し当初案について本方針に沿って法人ごとに審議を行い、年内に各法人の主要な事務・事業の改廃に関する指摘（「勧告の方向性」）を取りまとめる予定です。

背景事情

- 平成18年度における独立行政法人の中期目標期間終了時の見直しに当たっては、「行政改革の重要方針」により、平成18年夏を目途に、政策評価・独立行政法人評価委員会としての見直しの方針を取りまとめています。→P.7
- 同委員会では、7月18日に会合を開き、独立行政法人評価分科会において審議を重ねてきました見直し方針（案）について、委員会としての決定を行いました。

3. 見直し対象法人

● 平成18年度の見直し対象法人は23法人

- ① 18年度末に中期目標期間が終了する9法人に加え、
② 19年度末に中期目標期間が終了する法人についても相当
数を前倒しで見直し
- ③ 融資等業務を行う法人については、20年度末までに中期
目標期間が終了する法人も含めて前倒しで見直し

● 見直し対象法人の特徴

- 17年度までの見直しでは、研究機関など国の機関から独立法化されたいわゆる「先行独法」が対象でしたが、18年度は特殊法人等から移行したいわゆる「移行独法」が中心となります。
- 統合等の経緯があり、法人の規模が大きい、
● 国の政策に直結した業務を実施している
● 法人に対する国からの財政支出が相対的に大きい、
こうした点を踏まえ、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」では、これらの法人の見直しに当たり、国の歳出の縮減を図る見地から国の施策の在り方にまで踏み込んだ検討を行なうこととされています。

→P.7

2. これまでの経緯

今後の予定を含めた全体スケジュール：→P.5

- | | |
|-----|--|
| 2月 | ● 独立行政法人評価分科会の下に政策金融ワーキング・グループを設置。見直し方針の策定に向け、従来からの府省別の5つのワーキング・グループと併せ、精力的に審議。 |
| 4月 | ● 独立行政法人評価分科会において、見直し対象法人を所管する全府省からヒアリング。
● 見直し方針の検討状況を行政改革推進本部の行政減量・効率化有識者会議に中間報告。（4/26） |
| 5月～ | ● 行政減量・効率化有識者会議が取りまとめた指摘事項を踏まえ、さらに検討。 |
| 7月 | ● 見直し方針を委員会決定。 |

見直し方針の概要(1) 業務全般の見直し方針

法人の業務運営の効率性・自律性を高めるとともに、国の歳出の縮減を図る観点から抜本的な見直しを検討
共通的な見直しの視点

見直しに当たっては、①国の施策の重点化・効率化に対応した独立行政法人の業務の重点化・効率化、②独立行政法人の収支の改善と国民負担の縮減を図ることが適当。その際、「業務実施コスト」(行政サービス実施コスト)(国民の負担に帰せられるコスト)の改善のための取組等が重要。これらの実現のため、以下のような具体的な検討を実施。

①業務の既存・縮小・重点化

「官から民へ」の観点から徹底的に見直しを行い、事業の必要性を厳しく検討し、引き続き行われることとなる業務は、国の施策の重点化・効率化に限定するこ

とが適当。
このため、独立行政法人の必要性が失われているもののやニーズ・効果が乏しいものはないか、コストが著しく大きい業務について、収支改善の見込みはあるか等の観点から、業務の廃止・縮小・重点化を検討。

②経費の縮減・業務運営の効率化

左記①を検討した上で、経費の縮減を徹底し、一層効率的な業務運営を図るため、業務縮小部門はもとより間接部門についても事務処理の効率化等による合理化の余地はないのか、出先機関等について整理合理化できるものはないか、随意契約を限定し一般競争入札の拡大ができないか、業務の民間委託により効率化できないか等の観点から、経費の縮減・業務運営の効率化を検討。

③自己収入の増加

独立行政法人の経営の自律性を高めるとともに、国の歳出への依存を低下させるために、有料化や料金水準の引上げなどにより受益と負担の関係を適正化すべきものはないか、土地・建物等の資産について有効活用や売却の余地がないか等の視点から、法人の自己収入の増加を検討。

④ディスクロージャーの充実

上記①～③の取組の実効性を確保する等の観点から、事業ごとの評価・分析の充実、決算情報やセグメント情報の詳細化、管理会計的な考え方を踏まえた業務ごとの収支管理などの財務内容等の一層の透明性を確保。

業務の類型ごとの見直しの視点

上記を踏まえつつ、法人ごとに個別具体的の業務の性質や実態に即した検討を実施

融資等業務 → 次頁

政策金融改革の基本方針の趣旨を踏まえ、別紙の考え方により見直しを検討

その他の業務

融資等業務以外の業務のうち、①教育・訓練・研修業務、②施設の設置・運営業務、③助成業務、④調査・研究開発業務については、委員会によるこれまでの議論の成果をいかし、類型ごとの視点を踏まえた検討を実施